

バスラッピング広告による県産水産物・水産加工品PR業務企画提案募集要領

バスラッピング広告による県産水産物・水産加工品PR業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、最も優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

第1 募集事項

- 1 委託業務名
バスラッピング広告による県産水産物・水産加工品PR業務
- 2 事業目的
宮城県内を走行する路線バスにバスラッピング広告を行い消費者に対して県産水産物・水産加工品及びみやぎ水産の日をPRするとともに、県産水産物及び水産加工品の需要喚起や消費拡大に繋げることを目的とする。
- 3 業務内容
別紙仕様書のとおり
- 4 契約期間
契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

第2 事業費（委託上限額）

金5, 173, 300円（うち消費税及び地方消費税額 金470, 300円）とする。

第3 応募資格

企画提案に応募できる者に必要な資格は、以下のとおりとする。

- 1 宮城県に活動拠点（本社又は営業所等）を有すること。
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 3 企画提案参加申込者の属する地方公共団体の地方税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- 4 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- 5 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- 6 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当しない者であること。
- 7 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しない者であること。
- 8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- 9 委託業務を的確に遂行する能力を有すること。

第4 スケジュール（予定を含む）

内 容	期 日
企画提案募集開始	令和7年5月14日（水）
質問受付期限	令和7年5月22日（木）午後5時必着
質問への回答	令和7年5月26日（月）予定
企画提案参加申込書提出期限	令和7年5月30日（金）午後5時必着※
企画提案書提出期限	令和7年6月10日（火）午後5時必着※
選定委員会開催	令和7年6月13日（金）予定
選定結果通知	令和7年6月中旬予定
契約締結	令和7年7月上旬予定

※郵送の場合は、当日消印有効

第5 応募手続

1 企画提案書作成等に関する質問の受付

（1）受付期限 令和7年5月22日（木）午後5時必着

（2）提出方法

ア 指定様式（様式第1号）を用いて、電子メールにより提出すること。

イ 電子メールアドレスは、下記のとおりとする。

suishihk@pref.miyagi.lg.jp（宮城県水産林政部水産業振興課販路開拓支援班）

ウ 電話や口頭による質問、受付期間以外の質問は一切受け付けない。

（3）回答方法

質問に対する回答は、回答事項を取りまとめ次第、令和7年5月26日（月）（予定）までに宮城県水産林政部水産業振興課のホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

2 企画提案への参加申込

企画提案への参加を希望する者（以下「企画提案者」という。）は、次のとおり企画提案参加申込書及び関係書類（以下「参加申込書等」という。）を提出後、企画提案書を提出すること。

（1）参加申込書等の提出

ア 提出期限 令和7年5月30日（金）午後5時必着（郵送の場合は当日消印有効）

イ 提出方法 郵送又は持参

ウ 提出先 宮城県水産林政部水産業振興課販路開拓支援班

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号（宮城県行政庁舎12階）

エ 提出書類

（ア）企画提案参加申込書（様式第2号）：1部

（イ）企画提案応募に係る宣誓書（様式第3号）：1部

（2）企画提案書の提出

ア 提出期限 令和7年6月10日（火）午後5時必着（郵送の場合は当日消印有効）

イ 提出方法 郵送又は持参

ウ 提出先 宮城県水産林政部水産業振興課販路開拓支援班

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号（宮城県行政庁舎12階）

エ 提出書類 企画提案書（任意様式）：10部

※A4片面、ページ番号付きとし、内容は、別紙「企画提案書の構成」に準じて作成すること。

第6 業務委託候補者の選定

1 選定日時

- (1) 開催日：令和7年6月13日（金）（予定）
- (2) 場 所：宮城県行政庁舎内
- (3) 実施方法：提出された企画提案書による書面審査

2 業務委託候補者の選定方法

- (1) 県は、企画提案者の中から本業務の業務委託候補者を選定するため、次のとおり選定委員会を開催し、総合評価により審査し、採点評価・順位付けを行う。
- (2) 審査の結果、各委員の評価点の平均が満点の6割以上の提案者の中から、各委員が付けた順位の合計が最小の者を業務委託候補者として選定する。
- (3) 順位の合計が最小の者が複数ある場合は、選定委員会で協議の上、業務委託候補者を決定する。
また、企画提案者が1者のみであった場合は、各委員の評価点の平均が満点の6割以上となった場合に、業務委託候補者として選定する。
- (4) 企画提案者がいない場合又は履行能力なしと判断する場合は再度、公募を実施する。

3 審査内容 評価項目及び評価の視点並びに配点（合計100点）は、次のとおりとする。

評価項目	評価の視点	配点
デザイン	・デザインの狙いは的確か。 ・デザイン・全体構成は、消費者が興味を持ち、県産水産物・水産加工品の魅力発信、消費拡大に資するものとなっているか。	60
ラッピングバスを活用したPR	・効果が期待できる内容となっているか。 ・ターゲットは明確になっているか。 ・効果検証の方法が示されているか。	20
包括的事項	・全体を進行管理する体制が整っているか。 ・全体を通じての作業スケジュールは適切か。	10
	・費用の積算は適切か。 ・国や県等が実施する認証・認定制度（パートナーシップ構築宣言（国）、女性のチカラを活かす企業認証（県）など）に積極的に取り組んでいるか。また、それに基づく具体的な取組を行い、継続的に推進しているか。	10

4 選定結果の発表

選定結果については、後日、全ての企画提案者に文書で通知するとともに、参加者の名称、評価点数を公表する。公表に当たっては、選定された業務委託候補者以外は、個別の評価点数が特定されないように配慮する。

なお、評価内容・選定結果に関する質問には応じないものとする。

第7 失格事由等

1 次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。

- (1) 提出された企画提案書に記載されている文字の判読が困難又は文意が不明である場合
- (2) 本要領等の規定に従っていない場合
- (3) 同一の事業者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
- (4) 企画提案に関する手続の公正な執行を妨げ、又は不正の利用を得るために連合した団体等が提出した場合

- (5) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合

2 その他

- (1) 企画提案書の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第4号）を提出すること。
(2) 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書は返却しない。
(3) 企画提案書の再提出は認めない。
(4) 審査は提出された企画提案書により行うが、企画提案書の提出後、提案内容について説明を求めることがある。

第8 その他必要な事項

1 契約に関する条件等

(1) 機密の保持

受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(2) 個人情報の保護

受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、県個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）を遵守しなければならない。

- (3) 本業務の実施に関して、業務委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と業務委託候補者との協議の上決定する。また、契約締結後にあっても県の指示により内容変更を求めることがあるため、その場合は、柔軟かつ迅速に対応すること。

2 その他

- (1) 提出された企画提案書は、原則として返却しない。
(2) 提出された書類は、原則として、提出後の差替え、変更及び取消しは認めない。
(3) この企画提案の応募に係る全ての経費は、企画提案者の負担とする。
(4) 企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による実施を延期又は取り止めることがある。
(5) 提出された企画提案書は、行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）等による開示請求があった場合、個人情報や企業情報などの非開示部分を除き、開示することとなる。
(6) 提出された企画提案書のうち、「事業実施体制」及び「スケジュール」部分については、バス会社に提供することがある。
(7) この契約は、電子契約を選択することができる。

第9 問い合わせ先

宮城県水産林政部水産業振興課 販路開拓支援班（担当：小野寺）

〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8番1号

TEL 022（211）2954

FAX 022（211）2939

電子メール suishihk@pref.miyagi.lg.jp

(別紙)

企画提案書の構成 (バスラッピング広告による県産水産物・水産加工品 P R 業務)

企画提案書は、次のⅠからⅢまでの項目を必ず含むものとし、この順で構成すること。また、ページ番号を付すこと。

Ⅰ 表紙

「委託業務名」、「事業者名」、「住所」、「代表者名」、「担当者名（所属、職、氏名）」及び「連絡先（電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレス）」を記載すること。

Ⅱ 目次

本文の項目及びページ番号を記載すること。

Ⅲ 本文

(※仕様書「6 委託業務内容」に対する提案とし、各項目の内容については、企画提案募集要領の「第6－3 審査内容－評価項目及び評価の視点」の趣旨に沿って提案内容が具体的に分かるよう記載すること。)

No	項目	仕様書	補足説明
1	バスラッピングのデザイン作成	6 (1) ア 〃 イ 〃 エ	デザインコンセプトを記載すること。 バスの規格、立面図、平面図等により、デザインイメージが分かる内容とすること。
2	ラッピングバスを活用した P R	6 (3)	実施内容を具体的に記載すること。 P R のターゲットや期待される効果、その効果検証の方法を記載すること。
2	事業実施体制	6 (4) ア	協力会社や再委託業者（デザイン作成、ラッピングの取付・撤去業者等）を記載すること。
3	スケジュール	6 (1) オ 〃 カ	
4	事業経費見積書	—	仕様書の項目ごとに、数量、単位、単価を明示し、費用の内訳、積算根拠が分かるように記載すること。また、消費税及び地方消費税額の金額を算出し、合計の金額を記載すること。